

## V. 実現化方策の検討

### 1. 実現化への取組み方針

都市計画マスタープランは、都市計画法で位置づけられているように、住民の意見を反映させて作成するものであり、より多くの住民が都市計画等、まちづくり全般に関心を持ち、理解を深め、共通の認識や目的をもつ中で、自らが参加・活動することによって実現化への一歩が踏み出されるものであるといえる。

したがって、都市計画マスタープランの策定を契機として、町民等がまちづくり全般に渡って企画・構想・計画等の各段階から実施まで、気軽に参加できるような仕組みづくりについて検討を行うとともに、町民と民間企業及び行政等が役割分担し、連携しながら「協働」によるまちづくりを進めることができるような適切な合意形成の機会づくりに努める。

また、本都市計画マスタープランに基づくまちづくりを効果的に進める上で、重点的に展開すべき施策や優先的に実施すべき施策を抽出し、関係機関との協議を踏まえ、より具体的な検討と持続的な事業推進を図る。

図 住民参加(協働)によるまちづくりの仕組みづくり

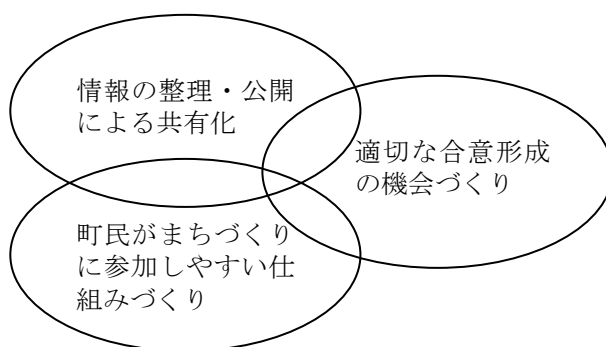
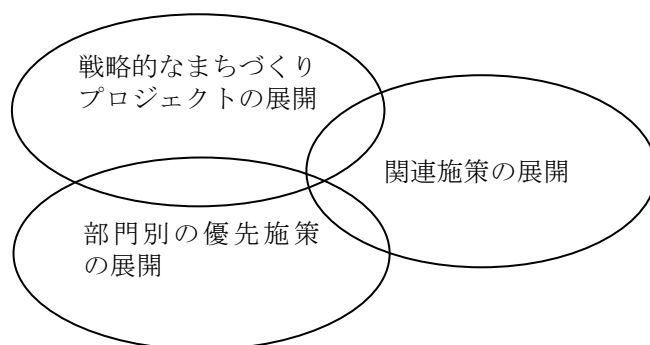


図 効果的なまちづくりの進め方



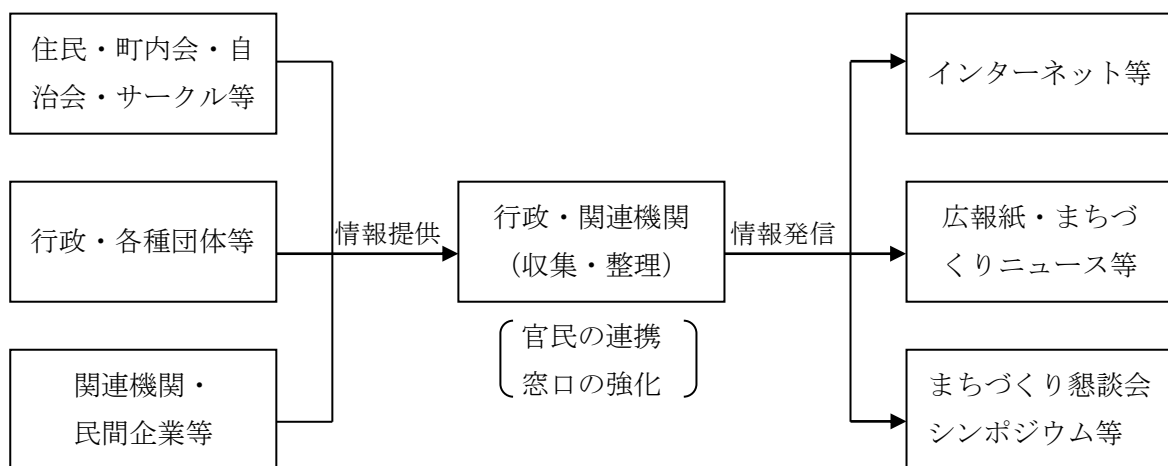
## 2. 住民参加（協働）によるまちづくりの仕組みづくり

### （1）情報の整理・公開による共有化

既存の都市づくりに係わる情報を収集・整理するとともに、広報紙やインターネット・ホームページ及びまちづくり懇談会等の開催により、積極的な情報提供を行いながら、町民と行政等の情報共有化をめざす。

情報の収集・提供にあたっては、住民や町内会、自治会、各種サークル及び任意団体等が情報を提供しやすい仕組みづくりを検討するとともに、生活・住宅等、まちづくりや暮らし全般に係わる総合的な情報提供を図ることによって、より多くの人が参加できるような仕組みづくりの検討に努める。

図 まちづくり情報の収集・発信の仕組みづくり

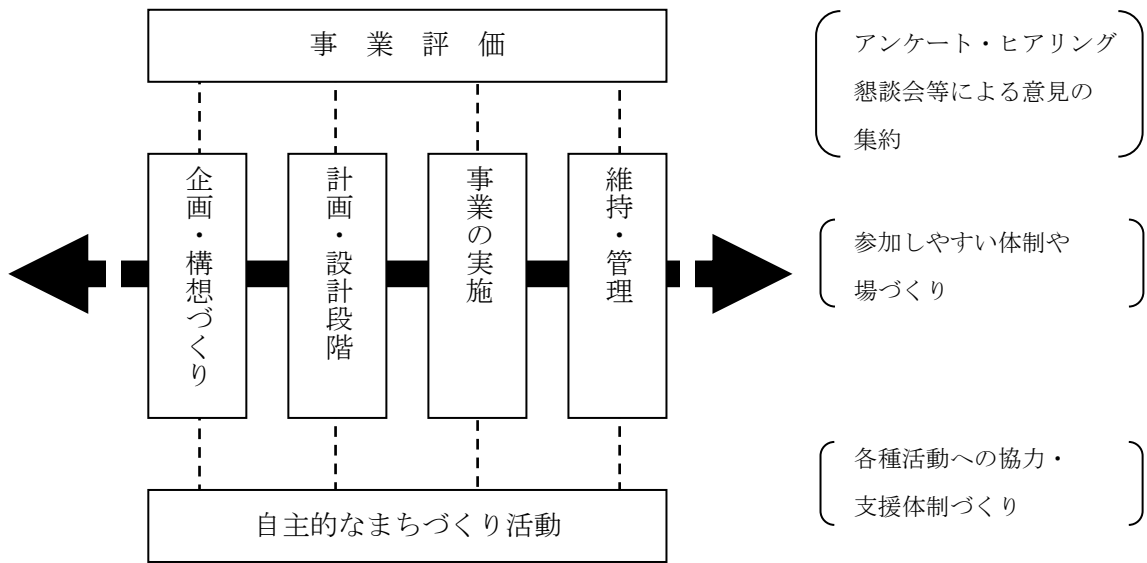


### （2）町民が参加しやすい仕組みづくり

町民が都市計画に関わる各種事業に対して、企画・構想づくりや計画・設計段階、事業実施段階及び維持・管理まで自ら気軽に参加できるような体制や場づくり等に努めるとともに、各段階における事業評価についても、アンケートやヒアリング調査等により町民の意見が反映できるような仕組みづくりに努める。

また、町民が自ら主体的に行う各種まちづくり活動に対しても、これを積極的に支援する体制や制度づくりの検討に努める。

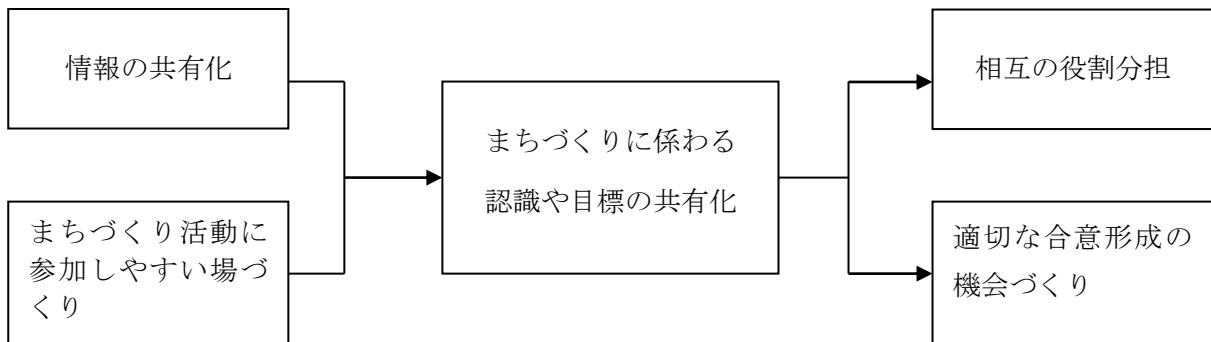
図 町民がまちづくりに参加しやすい仕組みづくり



(3) 適切な合意形成の機会づくり

町民と行政等が情報を共有化し、町民自らまちづくりに参加しやすい体制や場づくり等が行われることによって、まちづくりに係わる共通の認識や目標が生まれることから、次にその目標の実施にむけて、相互に果たすべき役割を明らかにするとともに、各種施策の展開に際して相互の適切な合意形成を図れるような機会を積極的につくりだしていくことをめざす。

図 適切な合意形成の仕組みづくり



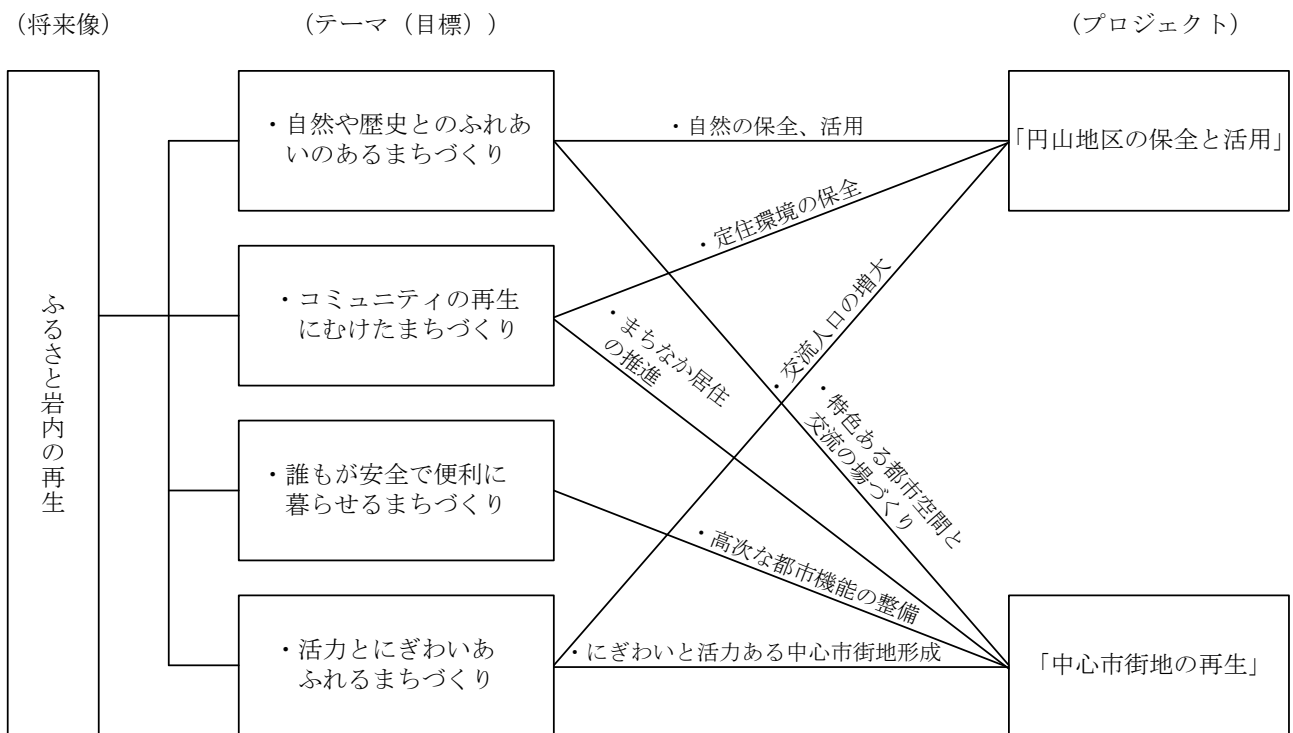
### 3. 効果的なまちづくりの進め方

#### (1) 先導的なまちづくりプロジェクトの展開

本都市計画マスタープランに基づくまちづくりを効果的に進める上で、将来像の実現にむけた柱となるテーマ（目標）に直結する「中心市街地の再生」及び「円山地区の保全と活用」を先導的なまちづくりプロジェクトとして位置づける。

また、当初策定時に実施した町民検討委員会でのアンケート調査や平成26年8月に実施した町内会・自治会アンケート調査においても、商店街の魅力向上や道の駅の充実など中心市街地の整備に係わる施策や、岩内の良好な自然環境や景観など円山地区を中心とした自然の保全と活用に係わる施策が優先度合いが高いものとして位置づけられている。

図 先導的なまちづくりプロジェクトの位置づけ



## ①中心市街地の再生方向

中心市街地の再生方向としては、みなとまち岩内の特色を生かした『岩内らしいにぎわいある中心市街地づくり』とし、第1に、既存の都市基盤施設や生活関連施設の集積を生かしながら、誰もが「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」をめざす。

借上げ公営住宅の導入や民間賃貸住宅の建設促進及び空き家・空き地の有効活用を図ることによって、誰もが便利に暮らせるようなまちなか居住の推進を図るとともに、誰もが利用しやすく、各種コミュニティ活動等の拠点となるような公共施設等の導入を図る。また、交通の結節点等における駐車場の確保に努めるとともに、229号線における花いっぱい運動の促進や、中通りにおける歩行空間の確保及び神社通り等の整備等を推進することによって、まちなかの快適な歩行者ネットワークの形成を図る。

第2に、商店街や飲食店街の整備を促進するとともに、「にぎわいと魅力ある中心商業ゾーンの形成」をめざす。

市街地再開発事業等の導入により、核店舗や生活関連施設、住宅及び駐車場等からなる拠点施設の整備を推進するとともに、商店街や飲食店街の整備にあわせて、魅力ある広場（パティオ）やポケットパークの整備促進を図る。また、空き店舗や遊休施設及び空き地を活用して住民のイベントや各種まちづくり活動等の拠点となるような場づくりをめざす。

海辺のにぎわい拠点となるような親水空間の整備にあわせて、既存の道の駅やタラ丸市場の有効活用を図るとともに、これらと既存商店街を結ぶ魅力ある物産・飲食ゾーンの形成を促進する。

第3に、高齢者や若年層等、「誰もが安心・安全に暮らせるまちづくり」をめざすものとし、まちなか居住の推進にあわせて、高齢者や若年夫婦等が安心して暮らせるような居住環境の創出を図るとともに、福祉・保健施設や子育て支援施設の導入を図る。

また、主な生活道路のバリアフリー化を促進するとともに、既存の街区公園を活用したオアシス空間の創出や防災拠点の整備を図る。

なお、中心市街地の整備方向については、行政だけでなく商工会議所や商店街等が連携しながら中心市街地の活性化に向けた各種計画・事業等の検討を行うものとし、都市計画マスタープランでは特に、土地利用や都市施設及びこれらと密接に関連する事項について検討を行っている。

これらの施策の推進にあたっては、公共施設の再編・集約化や民間施設の集約化、並びに両者の連携など、建築物の立地適正化も見据えながら進めていくものとする。

図 中心市街地の再生方向

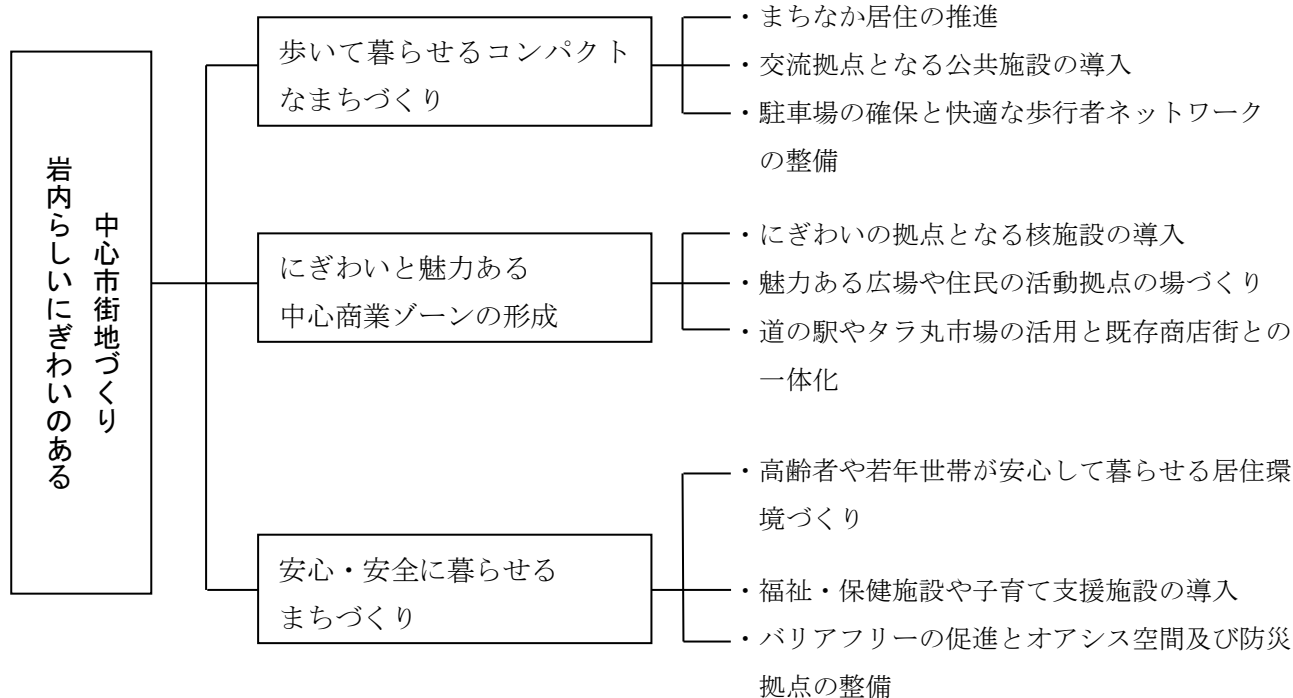
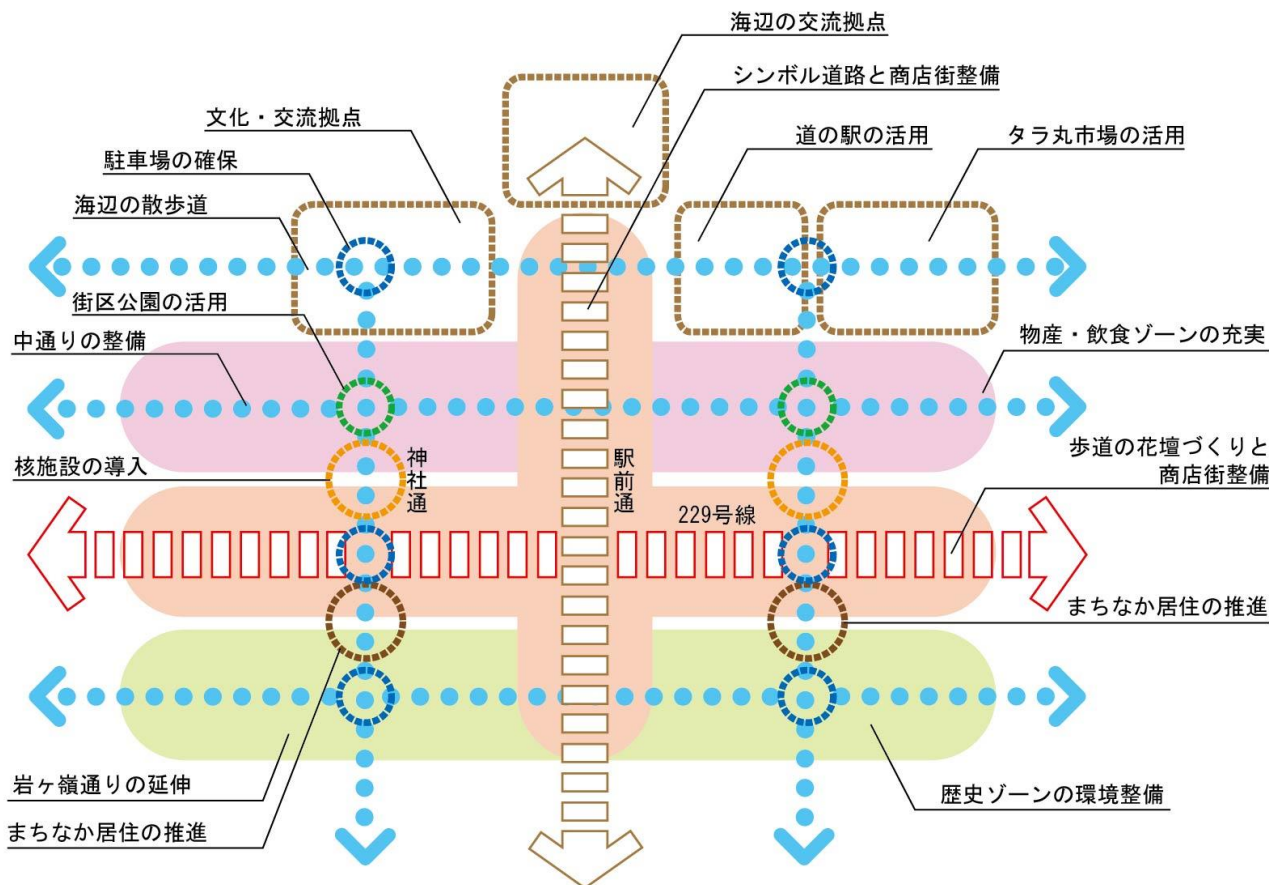


図 中心市街地の再生イメージ



## ②円山地区の保全と活用方向

円山地区の整備方向としては、豊かな農業・森林資源を生かした『森と田園に囲まれた魅力あるふるさとづくり』とし、第1に、農地や森林等の自然と調和した土地利用をめざす。

円山通の延長上の一部住宅等が立地している道道野東清住線沿いは、周辺の農業地域と調和した円山地区の玄関口となるため、特定用途制限地域の導入を促進する。また、当該道路は円山地区にアクセスする主要道路として質の高い道路景観の整備促進を図るとともに、沿道における優良農地や良好な農村景観の保全を図る。

既に整備された開発区域（アリスの里や文化村等）については、質の高い居住環境の保全を図るとともに、今後の開発については自然環境との調和を十分に配慮した規制誘導を検討する。

第2に、町民だけではなく観光客等も、森林等を生かした各種文化活動や野外レクリエーション活動を楽しめるような「森の交流環境づくり」をめざすものとし、これらの整備にあたっては自然環境との調和や景観の保全を最大限に考慮するほか、森の再生等、積極的な環境整備に努める。また、既存の各種レクリエーション施設や温泉、宿泊施設等については、既存の良好な自然や景観の保全及びデザインの統一にむけたルールづくりを検討するとともに、相互の連携を強化することによって有効な活用を図る。

第3に、地区全体だけではなく町民の貴重な財産である「特色ある自然景観の保全」をめざすものとし、既存の優良な農業地域については、積極的な保全を図るとともに、農家民宿や体験農場等の整備にあたっては、特色ある農村景観の保全に配慮する。また、道道野東清住線等については、質の高い道路景観の整備にあわせて眺望の良い場所における展望スペースの確保や沿道の良好な自然環境の保全を図るとともに、地区全体の優良な森林空間や自然景観の積極的な保全にむけたルールづくりについて検討を行う。

図 円山地区の保全と活用方向

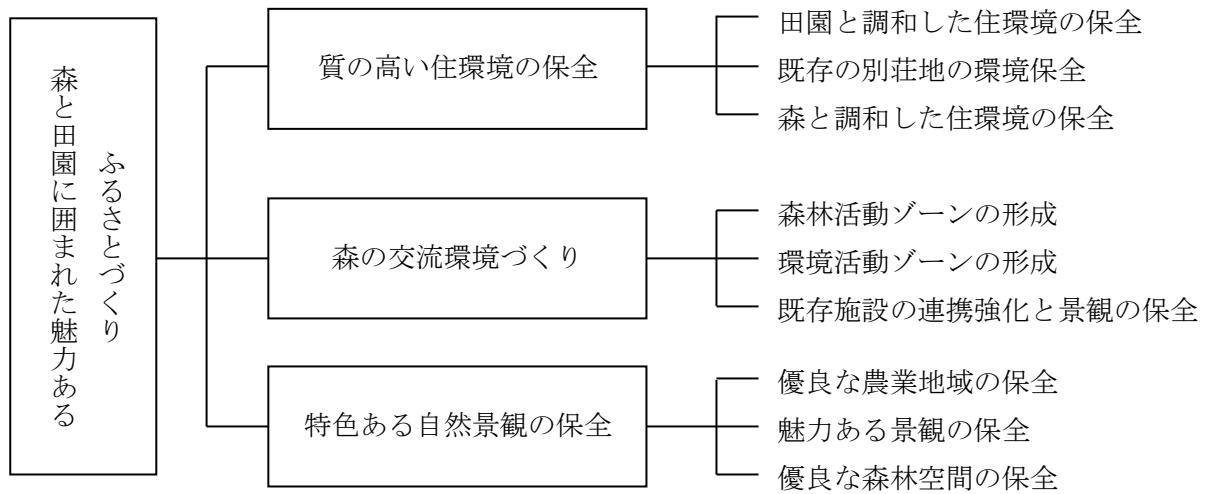
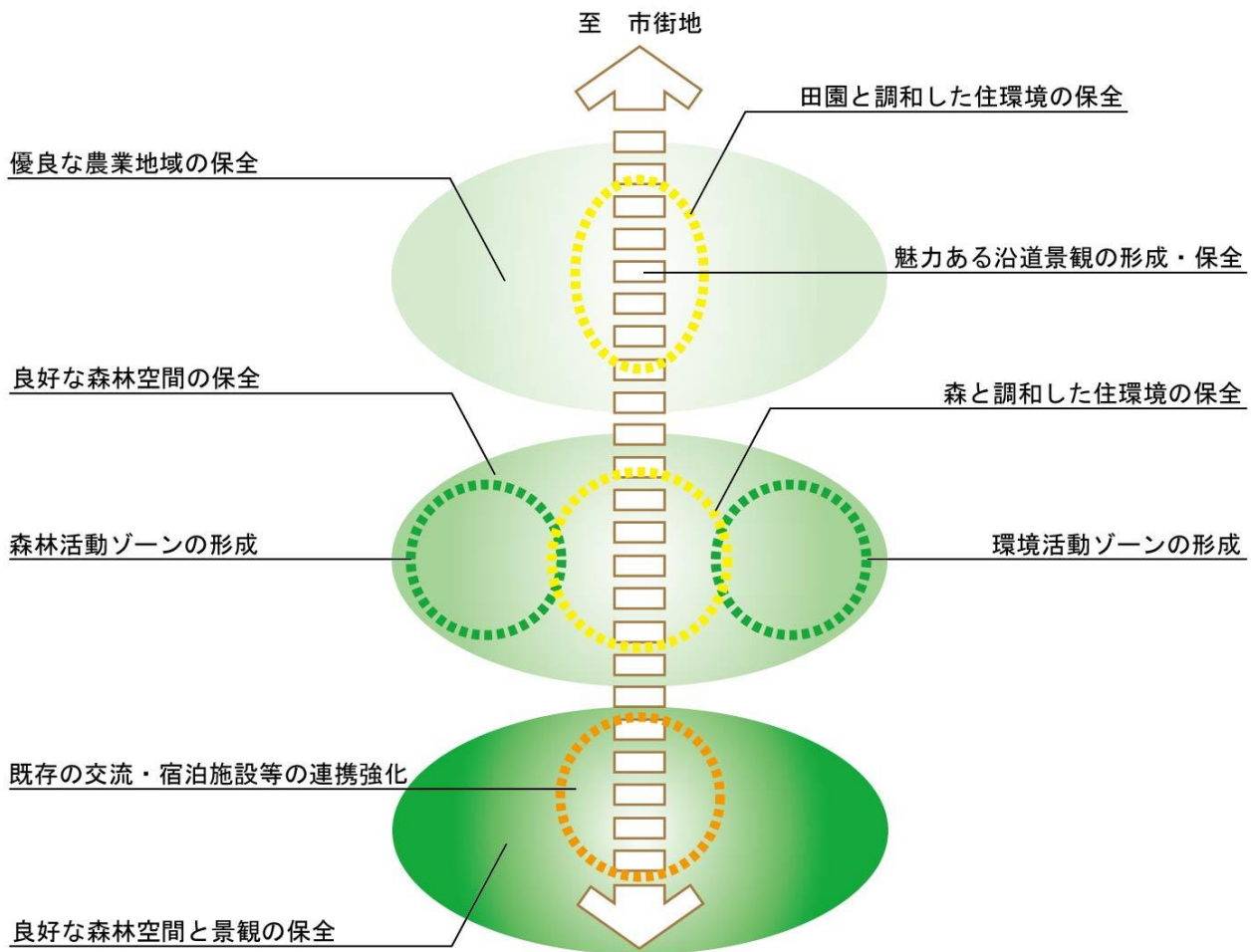


図 円山地区の保全・活用イメージ





## (2) 部門別の優先施策の展開

### ①土地利用の規制・誘導

都市計画マスタープランに基づき、今後の状況変化に対応していくために都市計画用途地域見直しの必要性について検討を行うとともに、港湾整備事業の進行にあわせた臨港地区の変更を行う。

都市計画区域内で用途地域外の白地地域については、土地利用方針に沿って、特定用途制限地域など適切な規制誘導方策について検討を図る。

### ②道路・交通施設

229号線の野東川以西区間の整備促進を図る。

停車場通（道道岩内洞爺線）や旧波止場通（道道野東清住線）、円山通の整備と良好な道路景観の形成を促進する。

市街地内の生活軸として重要な役割を果たす公園通の整備推進を図るとともに、八幡通を補完する薄田通の整備推進を図る。

歴史の散歩道として位置づけられる岩ヶ嶺通りの延伸整備や、シンボル道路として位置づけられる神社通から円山通に至るルートにおける特色ある歩行空間の整備推進を図るとともに、旧国鉄跡地を活用した歩行者・自転車ネットワークの位置づけの検討を行う。

### ③公園・緑地等

円山地区における良好な森林の保全・活用に努めるとともに、良好な田園景観の保全に努める。

中心市街地における既存の各街区公園の役割を整理した上で、必要に応じてこれらの再整備を図る。

野東川等の河川空間の保全を図るとともに、ポンイワナイ川や運上屋川等を含めた河畔の歩行者ネットワークの形成を図る。

都市計画マスタープランに基づき「緑の基本計画」を策定するとともに、市街地内の良好なオープンスペースの保全や、町民が主体となった花いっぱい運動や緑化運動及びクリーンナップ運動等の支援・促進を図る。

## (3) 関連施策の展開

中心市街地の整備を促進する上で、中心市街地の活性化や、市街地再開発事業、まちなか居住等の推進にむけた各種計画・事業の検討をするとともに、良好な景観資源を活用したまちづくりを進めるため景観計画の策定についても検討する。

都市計画マスタープランの実施にむけ、町民検討委員会のメンバーを含めた町民参加による組織づくりや、町民等が自主的に行う各種まちづくり活動の支援にむけた体制づくり等の検討に努める。

なお、都市計画マスタープランについては、総合計画等の上位計画との整合性に配慮しながら、概ね10年毎の見直し・検討に努める。